

## 諮問第2号に係る経過の振り返り、論点整理及び今後の予定

諮問件名：公文書の廃棄に関する考え方について

諮問の趣旨：公文書管理規則に定めている現状の保存期間の設定の基準等の  
妥当性の確認  
廃棄審査を行うに当たってのその手法の確認

## 1 各回の議事概要

## (1) 第1回公文書管理委員会

諮問の趣旨についての説明

世田谷区における文書保存等の現状についての説明

## (2) 第2回公文書管理委員会

公文書管理規則等に定めている保存期間の設定に係る規定の確認

評価選別のための基準（たたき台）の確認

## 2 各回での意見等

- ・公文書管理規則等に定められている保存期間の設定基準について、特に意見、指摘等はなかった。
- ・廃棄審査にあたっては、現状では公文書管理規則等に定められている保存期間の設定基準があるため、それにより行うことも方法ではないか。
- ・保存期間の区分として「常用」又は「無期限」といったものの整理を行うべきではないか。
- ・今後評価選別基準を作成するにあたっては、関連する規則等が複数存在することにより職員の見落としに繋がってしまわないよう、公文書管理規則別表に統合して定めるような方法も良いのではないか。その上で、さらに細かい部分をフォローするような細目基準があっても良い。
- ・各規則の上位に評価選別基準が来るような形も、可能であれば取れば良い。
- ・職員が基準を参照するときに、それだけ見れば良いという資料も別にあると良い。

## 3 諮問第2号及び関連事項に係る整理及び今後の予定

廃棄審査を行うにあたっての確認が本件諮問の趣旨であるため、諮問第2号に関しては、第2回までの内容で答申をいただく。

評価選別基準の作成については、公文書管理規則別表の改正と合わせて検討するため、諮問第1号答申を受け、区において公文書管理条例改正素案を作成した後に、基準案を作成し、別な諮問案件として公文書管理委員会に意見を伺うこととする。